

京都市告示第501号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和6年11月13日

京都市長 松井孝治

道路の種類 一般国道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
477号	左京区大原小出石町785番地の1地先から 同町790番地の5地先まで	旧	メートル 511.30	メートル 3.20 ~ 9.00
		新	511.30	11.20 ~ 66.00

(建設局土木管理部道路明示課)